

# 第3回世羅町議会臨時会会議録

令和6年7月30日

第1日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和6年 第3回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和6年7月30日  
午前9時00分開議  
於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第60号 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第2号)
- 第 4 議案第61号 調停の成立について

1. 議事日程

令和6年 第3回世羅町議会臨時会 (第1号の1)

令和6年7月30日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

追加日第 1

議員辞職について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

8番 松尾陽子      9番 徳光義昭

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治	財政課長 矢崎克生
福祉課長 小林英美	商工観光課長 山口徹

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 10月31日まで庁舎内クールビスの実施により、軽装による勤務を行っています。

議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。本日令和6年第3回世羅町議会臨時会、開会いただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

連日猛暑の日が続いております。またコロナ感染者もあるようでございます。どうぞお身体にはご自愛いただきたいと思います。世羅町内2年連続してコウノトリも来てくれました。無事生まれたヒナもですね、巣立って行ったということでございます。また来年も来てくれることを願うところでございます。

現状この夏に入りまして、町のイベントも各所において行っていただいております。先日はつばきまつり、また今後においては廿日えびす、花火大会、泥んこバレー等々各地域で賑やかなイベント行っていただきます。納涼の夕べ、町民の皆様にしっかり楽しんでいただければと思います。

本日提案しておりますのは、一般会計補正予算並びに調停成立についての議案でございます。慎重審議いただくなかで、何卒ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより令和6年第3回世羅町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 松尾陽子議員、9番 徳光義昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 議案第60号 令和6年度世羅町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案1ページをお開きください。

議案第60号

令和6年度世羅町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度世羅町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年7月30日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 92,158 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,679,102 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 61,158 千円、繰入金 31,000 千円を増額するものでございます。

歳出は、民生費 92,441 千円を増額し、予備費 283 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 4番。10ページの定額減税補足給付金 4270万円についてお尋ねしたいと思うんですが、当初の予定より予算が必要になったということですが、主にどのような理由で増額になったのか。

それからもう1点は、障害者グループホーム等整備事業補助金 3000万円に関して、これから建設に向けて事業者が実施をされるなかで、補助をするということですが、この当初においても一定の予定をしてあったかと思うんですが、どういう事情でこれだけ 3000万余りを増額するということになるのか。

2点についてお尋ねします。

○福祉課長(小林英美) 議長。

○議長(米重典子) 福祉課長。

○福祉課長(小林英美) お答えいたします。まず最初に定額減税補足給付金の増額の理由でございますけども、これは先ほど提案にもありましたように6月補正で計上させていただきました。その時点では見込人数ということで計上させていただいておりました。その後システム改修等実施をしまして、対象者の抽出を行いました。それによりまして当初 2500人と見込んでおりましたが、3100人となり 600人増となりましたので、このたび補正をするものでございます。

次に障害者グループホーム等整備事業の補助金についてでございます。こち

らの補助金につきましては、今まで議員の皆様方には全員協議会等でご説明をさせていただいております。このたび令和6年度の社会福祉施設等整備事業、国の採択がありました。こちらは令和6年6月28日付で通知がございました。それによりまして、事業者の方が実施に向けて事業を展開されていきます。それに併せて町の補助を考えております。

また、現在町内にはグループホームが2か所ございます。定員は合せて13人となっております。今後障害者自身や家族の高齢化によりまして、自宅での日常生活の維持が困難になる等、グループホームの整備が必要となってまいります。グループホームは障害者が地域で生活する住まいであります。住み慣れた地域、世羅町で日常生活を送ることができる施設でございます。町としても支援してまいりたいと考えております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○7番(藤井照憲) 議長。

○議長(米重典子) 7番 藤井照憲議員。

○7番(藤井照憲) 昨日の全員協議会においても質疑をしたところなんですけど、議事録に明記するために再度お伺いいたします。

先ほどグループホームを建設する補助金という説明がございました。そのなかに既存建物の改修費、これらが入っておるのは昨日の説明にあったとおりでございます。この既存建物の改修という部分については、福祉避難所、これの改修費と、このように伺ったわけでございますが、この福祉避難所の開設にあたって、町と事業者でありますみつば会様、この関係がどのようになっているのか、この辺がまだはっきりと示されておられません。ですから福祉避難所を仮に設置する考えであっても、この福祉避難所が障害者の意向を踏まえた、きちっと整理されたものであるかどうか、これらがまだ未確定と、このように思います。したがってこういった福祉避難所に関する協定書、またはその財産の譲渡の方法、これらについてきちっと整理したうえで、この予算を執行する必要があるかと思えます。この予算執行にあたって、そういった手続が完了するまでは執行しないと。併せて議員に対してきちっと説明し、本来のグループホームの施設として整備するにふさわしいかどうか、この辺りを確約していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番 藤井議員のご質疑に私よりご答弁を申し上げます。ただいまご指摘をいただきました要点につきましては、ご指摘もいただいできておるところでもございます。現在のところ去る6月28日にグループホーム建設に対しての国からの補助金の採択、内示ということをもちまして、町の既存建物を有効利活用するなかで福祉避難のスペースを確保する有効利活用の意向がみつば会より正式に表明、また私どもに示されたところでもございます。したがって、議員ご指摘の現在、福祉避難スペースを運用するにあたっての確固たる取決め、また協定についてはまだ締結をできていないところでもございます。みつば会がお考えになられている目的は町と方向性を同じくするものでございますけれども、その運用にあたって確固たる流れ、そういったところを整理をし、既存建物については町が使用を終了し、この後の利活用予定もないものでございますので、先方において利活用をいただくために、またその整備を町が独自でできる、今施策、展開ができない、非常に難しいところであることから、その事業者に頼るところもでございます。その支援を行ううえにおきましても、ご指摘いただきますように確固たる形を整理したうえで、グループホーム本体の補助金とは分けてですね、この福祉避難スペースへの、いわゆる金額的な支援をしていくべきものと考えております。その流れを整理し、また財産については町が相手方に委ねて利活用いただくということから、無償による譲渡もしっかりと検討してまいるなかで、その無償譲渡については議案提案でご議決をいただかなくてはなりません。そういったところも加味をしながら、方向性が決まったうえで、予算計上につきましてはグループホーム本体と福祉避難スペースへの支援は包含をされておりますけれども、福祉避難スペースへの支援は別にその状況が整いましてから、補助金の執行を行ってまいりたいと、そのように考えておるところでもございます。明確に区分けをし、目的を整理したうえで、執行をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 60 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算（第 2 号）については 原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 61 号 調停の成立について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) 改めましておはようございます。それでは議案集 2 ページをお開きください。

議案第 61 号

調停の成立について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり調停を成立させることについて、町議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 30 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

尾道簡易裁判所 令和 5 年（ノ）第 8 号 指定管理料返還請求申立事件に関し、同裁判所から調停条項が提示されたので、町議会の議決を求めるものでございます。

#### 1 事件名

尾道簡易裁判所 令和 5 年（ノ）第 8 号 指定管理料返還請求申立事件

## 2 相手方

住 所 世羅町大字甲山

法人名 株式会社 green hand

## 3 調停条項

別紙調停条項のとおり

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 4番。4月でしたか、5月でしたか。提案をされてその条件では納得いかないということで調停について同意ができなかったわけですが、金額は変わらないが、令和7年3月31日に10万円で終わるという、先ほど課長は言われたんですが。短期間でということは理解はできますが、基本的になぜこういう50万円を削減をして、54万円ですか、削減をして、調停を和解するのかということが、私もその時にも申し上げたんですが、このままでよかろうということにはならないということで再度の調停をされて、今、なんか可決をというようなことを課長、言われたんですがね。可決をするのは議会ですからね。まちがわんようにしてくださいよ。それに基づいて執行したいということでしょうが、やはり指定管理の状況が、どういうんですかね、具体的に十分把握しておりませんが、ずさんなというか、ということが、この件だけではなくて、指定管理でいくらか金額を決定したらそれでやってもらえればええんだというような認識があったのではないかというように感じておるんですが、そこで何点かお尋ねしたいんですが、相当年数が令和2年度の指定管理料ですから、5年近くなるんですかね。そういうなかでいつまでも係争というか、調停を続けるということは行政としてもいいことではないというように思うんで、その点はやむを得ないとしても、やはりなぜそういうことになったのか。また、そのことに対して住民の皆さんもやむを得んであろうという理解がされる必要が私はあるということも申し上げてきたところです。そういう点は

どのように現時点で考えておられるのか。また今後こういうことは絶対にあってはならないことで、そのことは副町長も全協の場で述べられましたが、私は基本的にはどういう経緯があったかはわかりませんが、年4回に分けて払うというものを、1年分を1回で払った指定管理料、管理してないんだから返してほしいと言え、どういう理由かはっきり説明はありませんでしたが、向こうなりの理由で4年余りですか、令和3年から今日までずっと解決がされずにきたわけで、そういう点について行政としての責任をどのように考えておられるのか。7項では調停費用はそれぞれが負担するというので30万円ということでありましたが、やっぱりこうした負担が生じたという、30万そのものがどうか言うんじゃないですが、当然それなりの対応をしてもらうということになると、弁護士でないとできない面もありますから、やむを得ないにしてもですね、こういうことが絶対に繰り返されてはいけないわけですから、そこはきちんとする必要があるというように思うんですが、これらについての考え方をお尋ねをいたします。

○商工観光課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) お答えいたします。まずひとつお詫びいたします。先ほど提案の中で私、解決をしたいというふうに申し上げたところではございましたが、ちょっと発音が悪くてですね、可決というふうに聞こえたかと思えます。大変失礼いたしました。是非この会でですね、解決をしたいという思いを担当課としては持っております。そこはご理解いただきたいと思いますところがございます。

まずご質問の中でですね、令和2年からですね、もう4年から5年にかかってくるという長きにわたっているのはなぜかということでもございました。これにつきましてはですね、指定管理者とその間、また、指定管理者がやめられてからですね、令和2年にやめられて、それから返還の請求を起こすまで、返還の請求をおこしてからある期間、指定管理者とも当然担当課としても話をしてまいったというふうに聞いておりますが、その辺のお互いのもので、説明がうまく整わない。コミュニケーションの行き違いと言ってしまえば、ちょっと違うところもございますが、なかなかその辺の指定管理者との話が整わないなか

です、進んでまいったというところでございます。どうしても指定管理者と話がうまく進んでいかない場合、町といたしましては弁護士のほうへですね、お願いをしていったということでございます。一旦弁護士のほうへお願いをしますとですね、なかなか相手方と直接話をするのがもうできないというなかで、2年以上が経ってしまった。併せて4年近くが経ったというふうに遡ってみると、そういったところが経過でございます。

その辺の担当課としてのですね、進め方がもう少し早い時期に指定管理者とのしっかりした協議ですね、しっかり協議をしてきたと思いますが、もう少し踏み込んだ協議も方法としてはあったのかというふうに今となっては思いますが、なかなかその当時ですね、こういった突発的なことが起きるとは考えていなかったということでもありますので、なかなか踏み込んだこともできないなかです、突然やめられたということもあったのかと思います。

しかしながらそういったところについては、先ほどご指摘いただきました今後あってはならないということをしっかり私もですね、しっかりそこを受け止めて、今後は当然起きないようにですね、しっかり指定管理については、適切に行われているかどうかもしっかり見てですね、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、住民の皆様が理解が得られるかということでございますが、先ほどご指摘いただきましたように、もう4年以上かかっております。こういったなかで町といたしましては是非、今回をもって終結させていただきたいと。これがですね、町といたしましても今後長引くことによってですね、非常にいつ解決するんだというようなお話になってくるかと思っております。そういった点では今回、解決することが住民の皆さんの理解もしっかり得ることができるというふうに考えております。また住民の皆さんの理解を得るなかです、今後2度とこういうことが起きないようにしっかりやっていくということが重要であると考えております。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 私のほうから職員の事務的などころの管理について私どもにもかなり責任があると思っております。当時、事務を行っていた担当課長

についても異動しておりますし、当時の副町長も退職という形で、現状私のほうがですね、そのなかでは説明させていただくわけですがけれども、当時やはりその事務の中にですね、かなり不適當なやり方があったというふうにも認識しております。それに私も早く気づいてですね、指導ができてなかったということは反省すべきところとっております。町民の方にもいろいろご心配もおかけしましたし、こういった長い期間を要したということになります。ここをいかに早く解決してですね、次のまたこういったことが2度と起きないように取組にもしっかり傾注していきたいとっております。その旨を申し上げて、また私どもの責任も痛感しているところでございます。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番(高橋公時) 少し聞き捨てならない町長の答弁がございました。昨日まで全協でさまざまお話をさせていただきましたけれども、今回のことは、もう遙か4年前に遡ります。先ほど矢山議員からもありましたように、本来四半期で支払いがされる528万円何がしのお金が一気に4月当初に振り込まれた。こういった事実があったから今回のことが起きている。そしてこの事業者の方はやめられた日というのがコロナの補助金、町が出した100万円、これをお渡ししたその日に事業解約をされている。

2点お伺いしたい。町はこの指定管理に対して途中やめをしたことに対するペナルティ、こういったものがこれまでも旅行村等の指定管理においても事業者の撤退、やめていただいたのかもしれないけれども、こういった事象が起きており、今回の契約においてもそういったところを改めておかなければならないのに、何のペナルティもないのか。あっ、おやめになられたんですねという解釈なのか。今後の対応も踏まえてここは聞きます。

それと町長、申し訳ない。今回の件に関して、勿論現在説明をいただいている担当者でない方でないときの事象でありました。そして、この事象を聞いておったのか、町長。先ほど前副町長とおっしゃられた。ということは、前担当者、前副町長との間で起こった事象で町長は全く知り得てないというような答弁に聞こえてまいります。その点しっかりとさせていただきます。

○町長(奥田正和) 議長。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) まずですね、ペナルティはないのかというところでございますけれども、今回、突然にやめるということですね、通達が来ました。そのなかに前担当からもですね、そういう流れが来たんだということで、びっくりしてございました。その後について、その日にすぐ、では解約というものにはなりません。これは一応契約上のことございまして、ある程度の日程でいろいろ調査、審査するんですけども、その間においてですね、やはり話がきちっとできていなかったというところでですね、以前の旅行村の解約の部分とはちょっと事象が違います。あれは管理ができてないということで町のほうからも継続しないというやり方で進めさせていただいたところがございます。

前担当者並びに前副町長がやっていたということではなくてですね、最終決定の部分について私のほうへ報告がございました。その途中経過についてはですね、すべてが私のほうに来たわけではございません。ただこういうことになっているので、一括払いの方向ができる要綱になっているということで、私のほうに説明に来てくれたのが副町長でございます。そのなかで、どういうことかということでしたけれども、やはりかなり厳しい事象であると、事象と言いますか、ちょうどコロナの関係もあるし、特に燃料高騰になっている現状がわからないというところも訴えておられました。そういったことを含めてですね、今後回復する見込みをしっかりと持ちながら今回そういった支援を行うことによって、今後も引き続き指定管理を行っていただけるものというふうに思っていたところへですね、そういうことになってしまったということで、私も決裁した以上ですね、そういったところ反省しているところございまして、最後の私のほうの決裁の責任者ということで痛感し、また今後においても昨日おっしゃられましたようにですね、何らかの懲罰、それぞれに必要なであると。懲罰がいるということをおっしゃられました。私もそれをしっかりと心にとめてですね、今後そういった手続きを行っていきたいということを昨日も申し上げました。それで進めていきたいと思っております。

○議長(米重典子) ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。したがって、議案第 61 号 調停の成立については原案のとおり可決されました。

○ 2 番 (上羽場幸男) 議長。

○ 議長 (米重典子) 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番 (上羽場幸男) 議員辞職願を提出するために休憩動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

○ 議長 (米重典子) ただいま、上羽場議員から休憩の動議が提出されました。

この動議は、1 人以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

休憩の動議を議題として、採決します。

この採決は、起立により行います。

この動議のとおり休憩をとることに「賛成の方」の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって休憩動議は、可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

-----  
暫時休憩 9 時 4 0 分

再開 1 0 時 0 0 分  
-----

○ 議長 (米重典子) 休憩を閉じて、会議を再開します。

先ほど、上羽場幸男議員より議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。上羽場幸男議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

上羽場幸男議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

-----

暫時休憩 10時01分

(追加日程等の配布)

再開 10時02分

-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

追加日程第1 「議員辞職について」を議題とします。

上羽場幸男議員から議員辞職願が提出されています。

地方自治法第117条の規定により、上羽場幸男議員の退場を求めます。

(上羽場幸男議員退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 議長。

○議長（米重典子） 事務局長。

○事務局長（黒木康範） それでは朗読させていただきます。

令和6年7月30日

世羅町議会議長 米重 典子 様

世羅町議会議員 上羽場 幸男

### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により議員を令和6年7月31日をもって辞職したいので許可されるようお願いいたします。

○議長（米重典子） お諮りいたします。上羽場幸男議員の議員辞職を許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

したがって、上羽場幸男議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

(上羽場幸男議員入場・着席)

上羽場幸男議員に申し上げます。上羽場議員から提出されました議員辞職願は、ただいま本会議において許可をされましたので通知いたします。

ここで、上羽場幸男議員から挨拶の申し出がありましたので許可をいたします。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) 失礼します。ただいま議員辞職を許可いただきまして誠にありがとうございます。わずか1期の3年9か月でありましたけれども、とても貴重な経験と勉強をさせていただきました。その間、産業建設常任委員会委員長、デジタル化推進調査特別委員会委員長を拝命をいたしました。お支えくださいました議員の皆様はこの場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私の思いとしましては、まだまだ皆様と議論を交わし、世羅町のために頑張ろうという気持ちに全く変わりはありません。私自身、しっかり考えました。世羅町のために何ができるか。また違った形で何らかのお役に立ちたいという気持ちであります。議員の皆様には引続き地域のため、町のためにご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、町長はじめ執行部の皆様、引続き町の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

○議長(米重典子) お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和6年 第3回世羅町議会 臨時会を閉会いたします。

(起立・礼)

-----

閉 会 10時07分